

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
水難事故防止啓発及び河川環境教育推進のための広報検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R1.7.8	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、自然体験活動を通じた水難事故防止の啓発や河川環境教育の充実を図るため、活動の実態把握を行い、模範となる取組みを全国に展開するための効果的な広報検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自然体験活動を通じた水難事故防止の啓発や河川環境教育についての理解のもと、全国各地の取組みの状況及び、取組みを推進するための課題の調査等を行い、今後の効果的な広報方を検討する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 4. 適用法令 ・会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」 ・予算決算及び会計令第102条の4第3号「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合」	9,999,000	9,988,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
新たな技術等を活用した河川管理の効率化・合理化方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R1.7.8	共同提案体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、激化・頻発する水害に対し、現状の河川管理の実態を踏まえつつ、安全を継続的に確保するための河川管理の実現に向けた、新たな技術等の積極的活用や、基準類の見直しを含めた、効率的・合理的な河川管理の仕組みについて検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、河道管理や河川巡視、除草や施設運用・管理を新たな技術等を活用して効率化・合理化を図るにあたり、財源や人的資材を考慮しつつ、新技術導入効果を定量的に示すほか、必要に応じて関連する基準の改定案を作成するなど、専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性・独創性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	22,088,000	22,000,000	99.6%	-	公財	国認定	1者	
令和元年度事業用自動車等に係る交通事故分析及び交通事故リスク評価による交通安全対策検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R1.7.24	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	本業務は事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造面での交通安全対策の検討を行う。 また、歩行中、自転車乗用中、車両相互及び単独の交通事故に関して、リスク評価の検討を行うとともに、リスク評価結果を踏まえ、今後の交通安全対策に活用する方策の提案を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により、 ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,992,000	24,970,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和元年度九州地域の港湾整備に関連する企業の投資動向調査1式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 稲田 雅裕 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R1.8.6	(公財)九州経済調査協会 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	5290005000838	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号(企画競争) 本業務は、企画競争の実施についての通告に基づき企画提案書を公募し、審査の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性及び実現性において、本業務を委託するにあたって適格者と判断したため、左記財団と随意契約を行うものである。	5,857,354	5,819,000	99.3%	-	公財	国認定	1者	
海外からのニーズを踏まえた日本の造園・緑化技術の今後のあり方に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R1.8.7	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4 田村ビル2F	9010005011405	我が国の造園・緑化技術が海外展開された実績を把握したデータや有効な海外展開の方策の蓄積が少ないため、国内外の海外展開に関する現状を把握し、我が国の造園・緑化技術の海外展開に係る今後の方策や必要な施策の検討を行うことが国土交通省として取り組むべき課題となっている。 本業務は、海外の優良な出展事例や造園業界団体や企業などが海外展開を期待する技術等の情報収集を行うとともに、国際園芸博覧会での日本国出展に対する評価を正確に把握し、より効果的な我が国の造園・緑化技術の海外展開を促進する方策を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、現在開催中の北京を含めた過去の国際園芸博覧会の政府出展の評価等を把握した上で、日本の造園・緑化産業の振興の観点から、より効果的な海外展開の方策を企画検討する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和元年6月26日から令和元年7月11日までの期間、庁舎内掲示板及び報道情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	9,900,000	9,900,000	100.0%	-	公財	国認定	2者	
軌道建設に関する整理・検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R1.8.8	(公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、過年度に整理した海外における軌道整備事例から、安全な運行や沿道環境に配慮した軌道の構造や設計について整理を行い、実際に日本に導入した場合に道路の規格・構造に及ぼす課題を踏まえながら審査方法を検討し、許認可業務の補助資料を作成する。 実施にあたっては、軌道建設に関する社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要であることから、企画競争方式による審査を行った。 その結果、左記相手方の企画提案では、軌道建設に関する基準の課題の整理を行うにあたって、今後導入が想定される新たな軌道構造の考え方の整理を行うことや、新しい軌道構造に関する審査方法を検討するにあたって、技術基準や安全性、沿道環境への適合性等を調査するだけでなく、我が国の既存路線の課題となっている軌道の長寿命化を考慮し、保安監査時等に活用できる軌道の維持に関する構造細目の整理を提案するなど、着眼点が明確であり、実現性の高い提案であることから、本業務において十分な知識があると評価し、本業務を遂行しうる業者であると認められた。 以上の理由から、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,975,000	7,975,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
2019年度 放置された土地の悪影響(外部不経済等)に関する分析・評価及び管理のあり方に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土政策局長 坂根 工博 東京都千代田区霞が関2-1-2	R1.8.26	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本調査では、土地が放置されたことにより生じる悪影響(外部不経済等)が引き起こす事象について、主に住民の経済損失等の分析を行い、各種条件による悪影響(外部不経済)の度合いを整理するとともに、ガイドラインの改訂を実施することを目的とする。 本調査の実施にあたっては、放置された土地の悪影響を把握するための現地調査のうち長野県長野市田中条村で実施するケーススタディ、地元住民の悪影響の把握調査や悪影響(外部不経済)に関する分析・評価手法の推計のうち評価額の推計や文献調査等を行うことから、実施者については、これらの採択に資する経験と能力を十分に有した上で高い専門性が必須である。 このため、調査の実施にあたり、国土政策高企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」という。)における審議を経て、企画提案書の募集を広く募ったところ、6者が企画提案書作成素領を受領した。 この結果、公益財団法人日本生態系協会を含む4者から応募があり、有識者委員会での審議の上、企画競争委員会が審査したところ、公益財団法人日本生態系協会の提案は、 ①放置された土地の悪影響を把握するための現地調査のうち長野県長野市田中条村で実施するケーススタディについては、過去のワークショップを踏まえた上で、今後のテーマとすべき内容を具体的に整理されており、実現性が高いと考えられる。 ②放置された土地の悪影響を把握するための現地調査のうち地元住民の悪影響の把握調査については、アンケートの内容や座談会の候補地など記載されており、的確性・実現性・独創性が高いと考えられる。 ③悪影響(外部不経済)に関する分析・評価手法の推計のうち悪影響の評価額の推計については、過去の事例を参考としてCVMによる調査方法や回収予定数など具体的に記載されており、実現性が高いと考えられる。 ④悪影響(外部不経済)に関する分析・評価手法の推計のうち低コストな管理方法を文献調査や関係企業等への聞き取りにより整理については、聞き取り調査の実施先の選定にあたっては、対象(候補)を具体的に示されており、的確性が高いと考えられる。 ⑤①～④をはじめ、提案書全般について本調査の趣旨を即し、よく検討され、整合のとれた具体的な提案となっていることから、同社の提案は他社に比べて高い評価を得たものであり、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえて得意書を作成し、契約手続を行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により左記法人と随意契約を行うものである。	10,989,000	10,945,000	99.60%	-	公財	国認定	4者	
令和元年度観光地域動向調査事業「免税店における訪日外国人旅行者の消費等動向調査事業」	支出負担行為担当官 中国運輸局長 土肥 豊 広島県広島市中区上八丁堀6-30	R1.9.6	(公財)中国地域創造研究センター 広島県広島市中区小町4-33	8240005012380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企画競争のための、左記業者と随意契約を行うものである。	1,946,000	1,946,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。